

■今回提案された事項

●協議第20号『各種協定項目の取扱い[その4] (案)』について

両市町で実施している住民サービスや事務事業を新市でどう取り扱うかを協議するため、各種協定項目の取扱い[その4]が提案されました。これらは、次回以降に協議・承認の予定です。

例えば…

堺市自治会活動推進補助金・美原町区長会補助金は、

当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する提案となっています。

合併後、両団体が統合され新市として同一の施策を展開することが望ましいですが、統合についてはそれぞれの団体内の意向によるところが大きく、両市町の当該団体に対する施策内容や経過等にも違いがあるため、それらに配慮しながら新市において早急に検討し、5年を目途として一体性の確保を図ります。

○主な協定項目の取扱いについて(今回提案分より抜粋)

項 目	事務事業等の有無		調 整 (案) の 内 容
	堺 市	美原町	
建設工事等指名競争入札業者選定事務	○	○	堺市の例に合わせる。ただし、美原町地域内の工事(2億円以上の大規模工事を除く)については、合併後5年間は特例期間として、美原町の現行の入札制度を維持する。
自治会活動助成、地域会館建設等助成、防犯灯維持管理助成、掲示板(広報板)設置等事務、地区配布事務、防犯委員会、青少年指導員活動支援事業、献血推進事業、日赤関係事務、青少年指導員連絡協議会	○	○	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。
字界防犯灯事務		○	当面は美原町制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。
地域環境実態調査	○	府要綱に基づく調査のみ	当面は現行の制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。
コミュニティセンター運営事務		○	堺市に同様の施設・事務はなく、その運営について新市において引き続き検討し、5年を目途として他の施設との整合を図る。
環境美化活動等協力金	○		当面は現行の制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。
地縁団体証明手数料	○	○	堺市制度で実施する。
安全まちづくり会議・安全なまちづくり推進協議会	○	○	堺市制度で実施する。
南河内清掃施設組合、富美山環境事業組合		○	当面は継続して加入し、新市において調整する。
南大阪湾岸北部流域下水道組合	○		堺市の例による。
水道料金等収納金融機関(コンビニ収納)	○	○	堺市の例に合わせる。
大阪狭山市、美原町共同水質検査センター		○	合併時は現行のとおりに存続させるが、自己水源を廃止する時点で解散を見据え調整する。
上水道の工事契約	○	○	堺市の例に合わせる。ただし、美原町地域内の工事(2億円以上の大規模工事を除く)については、合併後5年間は特例期間として、概ね美原町水道事業所の現行の入札制度を維持する。